

歯科診療報酬点数表関係の疑義解釈(その4)

厚生労働省保険局医療課事務連絡 (2018年5月25日)

【初診料の注1】

問1 主として歯科訪問診療を実施する診療所(直近1か月に歯科訪問診療及び外来で歯科診療を行った患者のうち、歯科訪問診療を行った患者数の割合が9割5分以上の診療所)が、歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準の届出を行う場合において、様式2の6及び様式2の7の「当該保険医療機関の保有する歯科用ハンドピース(歯科診療室用機器に限る)」及び「歯科用ユニット数」はどのように記載すればよいか。
(答) 歯科用ハンドピースについては、歯科診療室で使用するものと歯科訪問診療の際に使用するものを合算した保有数を記載すること。

なお、主として歯科訪問診療を実施する診療所以外の歯科医療機関においても、歯科訪問診療の際に使用する歯科用ハンドピースの保有数を合算した保有数を記載しても差し支えない。

歯科用ユニット数については、診療室の歯科用ユニット数及び歯科訪問診療の際に使用する歯科用ポータブルユニット及び携帯型マイクロモーターの保有数を合算した数を記載すること。

【咬合調整】

問2 区分番号「1000-2」咬合調整の留意事項通知(4)について、上顎・下顎の両顎に有床義歯を装着している場合等、複数の有床義歯を装着している患者において、修理又は新製を行った有床義歯とは別の有床義歯に対して、3月以内に1)新製を行う場合2)修理を行う場合のそれぞれについて算定できるか。
(答) いずれも算定できない。

【歯冠修復及び欠損補綴】

問3 クラウン・ブリッジの維持管理を実施する保険医療機関において歯冠補綴物又はブリッジを装着し、当該補綴物の維持管理期間中の患者について、歯科用金属を原因とする金属アレルギーを発症し、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠又は高強度硬質レジンブリッジ(以下、硬質レジンジャケット冠等)により再治療を行う場合において、当該補綴部位に係る一連の費用は算定できるか。
(答) クラウン・ブリッジの維持管理期間中に歯科用

金属を原因とする金属アレルギーを発症した患者に対し、硬質レジンジャケット冠等により当該補綴部位の再治療を行う場合については、一連の費用について所定点数を算定して差し支えない。(医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携のうえで、診療情報提供(診療情報提供料の様式に準じるもの)に基づく場合に限る。)

ただし、臼歯部1歯中間欠損に対してブリッジを装着した患者に対して、当該ブリッジ装着と同一初診期間内に、同部位に高強度硬質レジンブリッジによる再治療を行う場合については、当該ブリッジに対する補綴時診断料は算定できない。

この場合において、診療報酬明細書の「摘要」欄に、歯科用金属を原因とする金属アレルギーによる再製作である旨と紹介元保険医療機関名を記載すること。

【診療報酬明細書の記載要領】

問4 初診料の注1に規定する施設基準を届け出ている保険医療機関は、診療報酬明細書の「届出」欄の「歯初診」を○で囲むことになっているが、初診料及び再診料の経過措置期間内に従来の点数で算定する場合においても○で囲む必要があるか。
(答) 初診料及び再診料の経過措置期間である平成30年9月30日までの診療分に係る診療報酬明細書については、「届出」欄の「歯初診」を○で囲んでいなくても差し支えない。

知っておきたい
注意したい

施設基準の研修項目

1. 初診料の注1の届出にかかる研修

院内感染防止対策にかかる研修の受講が必要(4年以内の修了証は有効)。

2. 歯科外来環境体制加算の届出にかかる研修

①新たに外来環を届け出る場合

院内感染防止対策および外来環の内容を満たす研修(表1)を受講し、院内感染防止対策(初診料注1)の届出と併せて届け出る。

②2018年3月時点で旧外来環の届出医療機関の場合

外来環の研修を改めて受講する必要はない。ただし、院内感染防止対策(初診料注1)の届出は必要。旧外来環の修了証は院内感染防止対策の要件を満たすため4年以内の修了証は、初診料注1の届出に添付できる。

3. か強診の届出にかかる研修(表1、図1参照)

旧か強診の研修内容に「歯科疾患の継続管理」が加わった。また、表1にある必須項目との選択項目との関係は図1の人員配置の欄にある「研修の受講」を参照。

4. 歯援診1・2の届出

旧歯援診の高齢者の心身の特性に「認知症への対応」が追加された(表2)。

※表1中の歯科疾患の継続管理、口腔機能の管理、高齢者の心身の特性、認知症に関する内容、在宅医療・介護に関する内容を網羅した研修は9月15日(土)18:00~M&Dホールで開催予定

図1 か強診の施設基準

人員配置	歯科医師を複数配置、または歯科医師と歯科衛生士をそれぞれ1名以上配置		
研修を修了した歯科医師	→ 次の11項目のうちいずれか3つ以上を満たす	算定実績(過去1年間)	①在宅療養管理指導②NST加算 ③退院時共同指導料、在宅患者連携指導料など④「特」175点
①歯科疾患の重症化予防・継続管理(口腔機能の管理を含む) ②高齢者の心身の特性 ③緊急時対応 など		研修の受講	⑤認知症研修⑥在宅医療・介護研修などの受講
		参加・協力	⑦地域ケア会議に年1回⑧多職種連携会議に年1回⑨自治体事業⑩認定審査会の経験⑪学校医の就任
診療実績(過去1年間)	①SPTが30回以上②F局+初期う蝕が10回以上③歯科訪問診療1・2+歯援診への依頼が5回以上④情I+診療情報連携共有料が5回以上		
診療体制	①院内感染防止対策の届出②補管の届出③担当歯科医名などを患者等に提供④別の医療機関との連携⑤歯科ユニットごとの飛散物質の吸引環境		
装置・器具	①自動体外式除細動器(AED)②経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)③酸素(人工呼吸、酸素吸入用のもの)④血圧計⑤救急用蘇生セット⑥歯科用吸引装置		

表1 施設基準にかかる研修項目一覧

	初診料注1	外来環	か強診	歯援診
院内感染防止対策	◎	※		
偶発症等に対する緊急時対応		●	●	●
医療事故などの医療安全対策		●		
歯科疾患の継続管理			◎	
口腔機能の管理			●	●
高齢者の心身の特性			●	●
認知症に関する内容			△	◎
在宅医療・介護に関する内容			△	

●は従来からの必須項目、◎は新設の必須項目、△は新設の選択項目。
※は院内感染防止対策(初診料の注1)の届出が要件。

表2

【歯援診1の施設基準】

①過去1年間に歯科訪問診療1および歯科訪問診療2を合計15回以上を算定していること
②1)高齢者の心身の特性(認知症に関する内容を含む)、2)口腔機能の管理、3)緊急時対応等に係る適切な研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。なお、既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない
③歯科衛生士が配置されていること
④当該診療所において、歯科訪問診療を行う患者に対し、迅速に歯科訪問診療が可能な保険医をあらかじめ指定するとともに、当該担当医名、診療可能日、緊急時の注意事項等について、事前に患者または家族に対して説明の上、文書により提供していること
⑤歯科訪問診療に係る後方支援の機能を有する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること
⑥当該診療所において、過去1年間に在宅医療を担う他の保険医療機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所または介護保険施設等からの依頼による歯科訪問診療の実績を5回以上有すること
⑦以下のいずれか1つに該当すること ア. 当該地域において、地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当者会議または病院・介護保険施設等で実施される多職種連携に係る会議への年1回以上出席していること イ. 病院・介護保険施設等の職員への口腔管理に関する技術的助言や研修等の実施または口腔管理への協力をしていること ウ. 歯科訪問診療に関する他の歯科医療機関との連携実績があること
⑧過去1年間に、以下のいずれかの算定が1つ以上あること ア. 栄養サポートチーム等連携加算1または2の算定があること イ. 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の算定があること ウ. 退院時共同指導料1、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料または在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定があること

【歯援診2の施設基準】

①過去1年間に歯科訪問診療1および歯科訪問診療2を合計10回以上算定していること
②歯援診1の施設基準②から⑥までのいずれにも該当すること

※在宅歯科医療を専門に実施する歯援診1・2の施設基準は省略